

## ハイダラーバード藩王国における大企業の勃興（1）

# ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営（I）

いし いち ろう  
石 井 一 郎

まえがき

- I 序説：「インダストリアル・トラスト・ファンド」の発足
- II 「ハイダラーバード建設株式会社」の創設  
(以上、本号)
- III 「ハイダラーバード建設株式会社」の運営と機能  
(以上、次号)

ま え が き

インド、パキスタンの分離・独立以前におけるインド亜大陸の間接統治地域、すなわち旧藩王諸国のなかで、デカン高原中央部に位置したハイダラーバードは、筆頭藩王国 (The Premier Indian State) として扱われていた。1941年センサス時で、面積 8 万 2698 平方マイル、人口 1633 万 8534。1724 年ムガル帝国から事実上の独立を達成して以来、ニザームと称されるムスリム君主の治下であり、ニザーム領国 (His Exalted Highness the Nizam's Dominions) とも呼ばれていた。1800 年 10 月 12 日付の条約によって、イギリスの保護下に入る。そして少数者ムスリム (1941 年センサス時で、総人口の 12.82%) が、政治・行政・軍事・経済の枢要部を握り、多数者ヒンドゥーを不利な立場に追いやってきていた。インド独立時におけるニザームは、第 7 代のミール・オスマーン・アリー・カーン (Mir Osman Ali Khan; 1888 ~ 1967, 在位 1911 ~ 1948) であった。彼は、自領の完全独立を企図して、1947 年 8 月 15 日の時点では新生インドへの併合を肯んぜず、ついにネルー政府の「警察行動」(Police Action) といわれる軍事的制圧によって、1948 年 9 月 18 日にインドに統合された。1956 年の言語州

への再編成によって、ハイダラーバード・ステートは三分され、首都ハイダラーバード市は、以後アーンドラ・プラデーシの首府となった。他の部分は、それぞれマハラシュトラおよびカルナータカの一部となっている。ハイダラーバード市は、ハイダラーバード地区とシカンダラーバード地区とからなる双子都市で、現在この地域は、インドにおける近代的諸工業の、有力な集積地のひとつである。

大規模な工場制工業に乏しかった旧ニザーム領国の近代産業化は、1930 年代後半から第二次大戦中にかけて、急激に進展した。本稿は、この時代に成立した有力個別企業に主として焦点を合わせることによって、この藩王国における企業者史の一端を明らかにすることを、直接の目的とする。そのような企業者史的側面は、ニザーム領国の独自の社会経済構造の反映であると同時に、それ自体がまた、そのような独自性の構成要素となるものであろう。しかし本稿では、ハイダラーバード藩王国の独自性一般の解明や、他の有力諸藩王国の近代産業化と対比しての、ハイダラーバード工業化の位置づけ等は試みられていない。「ハイダラーバード建設株式会社」(The Hyderabad Construction Co., Ltd.) を、個別企業考察の出発点に据えた理由は、同社の運営および機能を抜きにしては、他の若干の有力企業——ニザーム領における 2 大企業集団の一方に属する諸企業——の、生成・発展を語りえぬからである。そしてこの種の関係が、同藩王国企業者史の核的部分ではなかろうか、と予想されるからである。この経緯の詳細は、以下の本文に譲らねばならない。ただし、そのような本文主要部の

展開に先立って、まずニザーム政府による工業化政策推進の一重要手段であったところの、特定「基金」に<sup>ファンド</sup>触れておくことが便利である。それは、その基金が、ニザーム領国の数多くの企業に、さまざまな影響をおよぼしていたからに他ならない。

## I 序説：「インダストリアル・トラスト・ファンド」の発足

1929年3月27日付のニザームの詔書による裁可をえて、ハイダラーバード政府は、インダストリアル・トラスト・ファンド (Industrial Trust Fund) ——以下ハイダラーバード関係文書で、しばしば行なわれているように、I. T. F. と略記) を公式に発足させた。この「基金」は、一般に語られたり、書かれたりする限りでは、1921年いらいニザーム政府の財務相 (Finance Member, Executive Council; 同政府には、他に Revenue Member という職務が存在した) であったアクバル・ハイダリ (Akbar Hydari; 1937~41年は同政府首相: President, Executive Council) の発想によるものとされている。そして少なくとも「たてまえ」上は、つぎのように構想されていた。すなわち、ニザームの裁可内容を経理総局長 (Accountant General) に伝達する財務局長 (Financial Secretary) からの文書<sup>(注1)</sup> に曰く、

基金の目的は、諸産業に対する国家助成にある。元本は1000万 O. S. ルピー<sup>(注2)</sup>で、管理および用途はつぎのとおりである。

(1) 管理は、代表権を持たない3人からなる委員会によってなされる。それは財務相、歳入(商工)相 (Member for Revenue [Commerce and Industries]) という職権による2人と、ニザーム政府最高機関である行政参事会 (Executive Council) が指命する1人 —— 実際には公共事業相 (Member

for Public Works Department) ——とであった。そして商工局長 (Director-General and Secretary, Commerce and Industries) が、委員会の、職権による事務局長 (Ex-officio Secretary) となった。

(2) 各委員は提案権を持つ。各提案の採決は多数決による。ただし、行政参事会法に定められた財務上の責任にかんがみて、支出負担行為を伴う提案の実施については、財務相が拒否権を持つ。ただし財務相からの提案についての採否は、多数決による。

(3) 元本はつぎのように投資される。

(a) できうべくんば社債形態です。しかしながら、もし必要ならば、ハイダラーバード藩王国内の大規模工業への国家助成として、株式形態です。

(b) 上記要求が完全に充たされた後には、つぎのようなものへの国家助成として投資する。すなわち、ハイダラーバードと直接、間接、即時的もしくは潜在的に、なんらかの利益をもたらすと予想される産業に対して。

(c) 上記2項目が不首尾の場合には、一級証券類に対して。

(4) 上記のように投資された元本に対する配当金または利子の形での収益は、つぎの諸目的に利用される。

(i) 小工業・家内工業の、改善、発展。

(ii) 工業上の実験、ならびに工業プラント・工業生産過程の展示・供覧。

(iii) ハイダラーバード藩王国内の、経済・産業の調査。

(iv) 工業的・技術的調査への助成金供与。

(v) 青少年層が、ハイダラーバード藩王国内もしくは国外において、工業生産過程の訓練を受けるための、援助資金供与。

ところで、1929年5月8日付のこの文書は、上述のところに続けて、つぎの件を告げていた。すなわち、額面598万3333 O. S. ルピー、つまり470万英鎊インド・ルピー相当額の工業有価証券——1338 F. 年度（1928年10月6日～1929年10月5日）の「政府投資明細」予算に計上のも——が、すでにこの「基金」に移管済である、と。そして財務局 (Finance Department) が必要と認めれば、さらに投資がなされよう、と結んでいた。上述の移管済証券の明細はつぎのとおりである。これらが、I. T. F. 発足時点での具体的な行動を示すものであった。

Singareni Collieries	社債	200万	英鎊インド・ルピー
Shahabad Cement Co.	株式	60万	"
同 社	社債	150万	"
鉱山会社	株式	60万	"

しかしながら I. T. F. の活動も、創設後数年間は、さほど著しくなかった。理由の一半は、農業国インドが工業国以上に物価低落に苦しみ、それからの回復も遅れた、1929～1935年の世界不況にあった。I. T. F. は、1342 F. 年度末（1933年10月5日）においても、実際には約720万 O. S. ルピーしか拠出していなかった。資金投下が行なわれた大企業は、つぎの諸社である。

- |   |    |
|---|----|
| (1) Shahabad Cement Co.                 | 株式 |
| (2) Singareni Collieries Co.            | 社債 |
| (3) Osmanshahi Mills, Ltd.              | "  |
| (4) Azamjahi Mills, Ltd.                | 不詳 |
| (5) Deccan Mine Co.                     | 株式 |
| (6) Vazir Sultan Tobacco Co.            | "  |
| (7) Eastern Federal Union Insurance Co. | 不詳 |

また「基金」の利子は、ワランガル (Warangal) 所在の政府のカーペット実験工場や、パイターン

(Paithan) 所在のジャッカード織物研究所 (Jacquard Weaving Institute) に投じられていた。そして翌1343 F. 年度（1933年10月6日～1934年10月5日）には、アーザムジャヒー・ミルズの株式45万 O. S. ルピーの購入、同社への20万 O. S. ルピーの借款供与に加えて、同社ならびにオスマーンシャヒー・ミルズの経営権・販売権を獲得した。

以上に見るように、1934年当時までの I. T. F. の活動は、オスマーンシャヒー・ミルズ、アーザムジャヒー・ミルズという綿業2社との関係を除いては、とくに目新しい点を有しなかった。そしてこの2社との関係は、製造工業の新規分野への助成ではなく、ボンベイを本拠とする会社、カリムボーイ・イブラーヒム・アンド・サンズ (Currimbhoy Ibrahim & Sons Ltd.) の経営破綻を肩替わりしたものであったから、I. T. F. に本来期待されたであろう積極的路線とは異なる。この2工場への拠出をめぐって、令名ある政治家・財政家としてのアクバル・ハイダリに対する疑念も、一部の人々によって呈されているが、真相は不明である(注3)。なお、経営代理（以下本稿では、Managing Agency もしくは Managing Agent について、M. A. という標記をも併用する。）業務への I. T. F. の進出は、I. T. F. 活動に新地平を拓くものであったが、すでに見たように、少なくとも発足時における I. T. F. の目的のなかには、M. A. 業務への明示的関説はない。ただし、この時代のインドにおける、周知のような企業経営方式からすれば、一定限度以上の株式取得は、当然に当該企業の M. A. 権の入手を意味しよう。I. T. F. 創設に際しての「表向きの」文言以上に、アクバル・ハイダリ——I. T. F. 構想の提起者とされる人物——なり、他のなにびとかなりが、すでにこの種の意図をひそめていたか否かは明らかでない。ともかく M. A. 業務への

端緒は、不況綿業救済という、当事者以外からは疑問を呈された受身的行動のなかで開かれていた。しかし I. T. F. 活動の一層の積極化には、いま少しの時を要したのである。

(注1) 次のものとして再録されている。*The Hyderabad Banking Enquiry Report* by A. Mohiuddin (Hyderabad: H. E. H. the Nizam's Govt.), 1930 (?), Appendix VI: Constitution and rules and regulations of the Industrial Fund.

(注2) ハイダラーバード通貨を、通常のインド・ルピーから区別するための標示。O. S. は *Osmania Sicca* の略。すなわち第7代ニザーム Osman Ali Khan の時代に鋳造された貨幣に適用される。第6代ニザーム時代のものは、Mahbubia Sicca と呼ばれる。また H. S. (Halli Sicca) という標示は、ハイダラーバードの全通貨に対して適用される。インド・ルピー、すなわち英領インド通貨は、B. G. (British Government) を付して区別された。平価は 7 H. S. ルピー = 6 B. G. ルピー、すなわち H. S. ルピー 116-10-8 = B. G. ルピー 100、つまり 116.7 : 100 であった。市場交換比率は、ふつう 115~118 であった。*The Nizam's Mint, The Hyderabad Mint Manual* by H. C. H. Armstead, 2nd ed., 1944, pp. 1-4.

(注3) オスマーンジャヒー・ミルズは1922年ナンデードに、アーザムジャヒー・ミルズは1933年ワランガルに、いずれもカリムボーイ家によって設立された。I. T. F. は経営権取得後、自らの代理として、アクバル・ハイダリの女婿、タヤブジー (Camar S. Tyabji) を指名した。アクバル・ハイダリへの批判は、購入価額とネポティズムとに向けられたものである。

## II 「ハイダラーバード建設株式会社」の創設

### 1. 経営代理人としてのバブ・カーン

「ハイダラーバード建設株式会社」は、ニザーム政府が実施する大規模な土木・建設工事の請負いを主たる目的として、「ハイダラーバード会社法」にもとづき、1934年12月24日付で設立登記さ

れた(注1)。経営代理人は、シカンダラーバードのジェームズ・ストリートに本拠をおく、バブ・カーン家のパートナーシップ、バブ・カーン・アンド・サンズ (Babu Khan & Sons) であった。

バブ・カーン・アンド・サンズの最盛期における中心人物は、アブドゥル・カリーム・バブ・カーン (Abdul Kareem Babu Khan—以下 A・K・バブ・カーン、もしくは単にバブ・カーンと記す) である。生年は1894年頃と考えられるが、彼自身が公式書類(注2)上で「約〇〇歳」と記しているほどなので、詳細は確認しえない。1968年、約74歳で歿した。

家業は、父カーン・サーヒブ・M・バブ・カーン (Khan Saheb M. Babu Khan) の創始にかかり、ニザーム政府ならびにインド政府との両者の請負人であり、また布地取引にも従事していた(注3)。ニザーム政府に対しては、酒税の代理徴収が主であったといわれている。A・K・バブ・カーンは、「教育を終ると直ちに、若くして家業に従事した(注4)」とされているが、教育程度は不明である。A・K・バブ・カーンについては、資料の稀少自体が、彼の個人的性格の一端を物語るものようである。ハイダラーバード刊行の年鑑・紳士録のたぐいで彼個人に触れたものは乏しく(注5)、他の多くの実業人の写真が掲載されている場合にも、彼のものは見当たらない。関係諸会社は別として、各種団体の役員名簿にも、彼の名を見出すことは比較のまれである(注6)。ポリス・アクション後の出版物については、旧体制下の人物として、無視の理由も推測しえようが、それ以前の、彼の事業の全盛期における出版物の場合にも、欠落が目立つ。これらの事実は、「彼は表立つことにきわめて臆病である」(He is extremely shy of publicity,……)という評言(注7)を裏付けるものであろう。

パートナーシップ、パブ・カーン・アンド・サンズは、みずからのもとに形式的経営権が収斂してゆくように形成された企業群を、その傘下に取りめることになったのであるが、そのような過程は、この「ハイダラーバード建設株式会社」のM. A. 就任を機として開始され、ニザーム領国における1930~40年代の近代産業化の時期に、進行したのであった。このパブ・カーン系企業集団は、ハイダラーバード藩王国における最大のもので、アーメッド・アラディン (Ahmed Alladin) を中心人物として、やはり同時期に発展してきたアラディン系企業集団とともに、二大有力集団であった。

しかしながら、最盛期におけるパブ・カーン系企業集団は、パブ・カーン・アンド・サンズの傘下に属するという外形とは離れて、実質的特徴と称さるべきものを別に具備していた。それは、①諸企業が、以下で考察しようとするハイダラーバード建設株式会社を中核として連繫され、②けっきよく諸企業の実権が、ハイダラーバード建設株式会社を本拠とした、技術官僚出身の経営者ライク・アリー (Laik Ali)——通常 Mir Laik Ali と呼ばれ、1947年11月ニザーム政府最後の首相に任ぜられた人物——に握られており、③ I. T. F. による投融資ならびに企業経営管理活動を核心とした、ニザーム政府の産業助成政策と、もっとも密接な関係をもつ集団であった、ということである。そして、これらの3側面は、有機的にリンクしていた。このようにして、パブ・カーン系企業集団は、形式的側面と実質的側面との、二つの異なる相貌をそなえるものであった。

## 2. 「ハイダラーバード建設株式会社」

### 設立の狙い

ハイダラーバード建設株式会社の基本定款に設立目的として掲げられた諸業務は、すこぶる広範・

多岐であるが<sup>(註8)</sup>、別の機会に——すなわち1935年2月28日付の目論見書において——会社じたいによってつぎのように要約されている。曰く「…とくに土木建設・干拓・都市改造・鉄道・電気・造幣および商工の各部局の大規模な請負をし、電話・電気事業を接收および運営し、あらゆる種類の産業を發起、組織および経営し、かつ上記諸事業のすべて、もしくは一部について、会社(単数もしくは複数)を發起し、かつこの種、もしくは他種の会社の経営代理人として行為すること」。

また基本定款および付属定款の文言のみによっては、もちろんこの種の目的が掲げられるに至った背後情勢を察知することは困難である。上記「目論見書」は、上述の部分に続いて、この間の事情をつぎのように包括的に説明している。

「ニザーム政府の建設・商工業の各部局からの需要は急速に増大しつつあるが、個々人の努力によってはそれに対応しきれず、大規模かつ有利な工事の若干が外部者<sup>アウトサイダーズ</sup>の手中に渡ってしまっている。また、近年、ハイダラーバード全土にわたって、個人の家屋建築が驚くほどの増進傾向を見せているが、この種の必要に対しても、科学的のみならず経済的にも対処しうべき効率的な請負者が必要である。なおつぎのような発展径路も開けている。それは各県(District)における発電所建設計画、電話回線の施工・運営、練瓦・タイル工場の建設運営、建築資材の管理・販売、等である。国家と株主との利益のために、このような個人的<sup>カントラー</sup>ならびに国民的生活上の需要増大に対処しようとするが当社の目的である。こんにち政府各部局の一般的雰囲気は、政府および国民の必要に対処しうるような、国家自身の代理人<sup>ステート</sup>が出現することに対して、きわめて好意的である。なお政府によって大規模な諸計画(big schemes)が目論まれつつ

ある。それは、近い将来に、巨額の貨幣支出を意味するものであろう。したがって当社の活動にとって、現在は最大の好機なのである」(注9)。

ニザーム政府の産業助成基金 I. T. F. は、1929年に設置されながらも、既述のように大不況の深刻な影響によって、初期数年間はその投資活動が活発でなかった。各種の指標によると、インド経済全般の「底入れ」は、ほぼ1933/34年度をもって完了し、それ以後は緩やかな上昇傾向を辿った(注10)。当社の設立は、このような一般的経済情勢のもとで行なわれたのであった。

### 3. 設立発想の主体

ところで当社設立の発想およびイニシアティブが、正確にはいかなる主体によるものかは明らかでない。推定しうる限りでは、一方の側に第7代ニザームを含むニザーム政府構成員たちが、そして他方の側にビジネス・コミュニティ構成員たちを中心とする民間有志が位置し、この両集団のそれぞれの代表者の接触が、当社の発起を合意させたに違いないということである。

政府側で、実質的な発起に参画の可能性が考えられる人々としては、第7代ニザーム、首相キシエン・ベルシャド (Kishen Pershad)、財務相アクバル・ハイダリ、技師長兼公共事業局長ミール・アーメッド・アリー (Mir Ahmed Ali)、局長補佐官ミール・ライク・アリーの少なくとも5人が挙げられようが、ここに確定しえない別人物の参画可能性も残っている。ただ明瞭なのは、技術官僚としてのミール・ライク・アリーが、当社の事業のような業務に対する一つの意志をもち、これを上司が是認したということである。この是認にはミール・ライク・アリー本人を除く上記3人は、少なくとも関係したであろうと推定され、その各人における是認のプロセスが、当社設立の実質的

発起に対する各人のコミットメント——人によっては、その場に臨んで初めてとしての、人によっては、事前のコミットメントの追認としての——を形成したと考えられる。この点について、1948年1月～9月の間インド政府代理官 (Agent General) として、ハイダラーバードでニザーム側と折衝したK・M・ムンシは、つぎのように書いている。すなわち、ミール・ライク・アリーの働きぶりが、アクバル・ハイダリならびに当時の財務相グラーム・ムハンマド (Ghulam Muhammad) の眼にとまり、その結果としてハイダラーバード建設株式会社が、ミール・ライク・アリーによって設立されたのである、と(注11)。この簡明な解釈は、あるいは正鵠をえているかもしれない。(ただし、当時グラーム・ムハンマドは、ムンシの言うような“Finance Minister”ではなく、1934年当時は総理府次長 [Assistant Secretary, President's Office] であった。財務相就任は1942年である。そのご彼は、パキスタンの初代蔵相となった)(注12)。しかし少なくともミール・ライク・アリーの直接の上司ミール・アーメッド・アリー(注13)の関与は、つぎのような理由から、相対的に大きくはなかったろうかと推測される。1877年生まれのは彼は、1896年にニザーム政府の留学生としてイギリスに学び、帰印後アシスタント・エンジニアとして公共事業局入りをした。1913年同局長 (Secretary) となり、1918年に、インド人としては初めてニザーム政府の技師長に就任し、マイソール藩王国の元首相ヴィスヴェスヴァラヤ (Sir M. Visvesvaraya) と並ぶ技術者として盛名をはせていた(注14)。彼の前半の経歴は、後段で見るであろうような、ミール・ライク・アリーのそれと共通している。“He is a man of sympathetic nature and generous heart”という評言(注15)が実質的意味をもちうるか否かは別としても、政府内

における諸計画の企画・実施者としての彼の同意なしには、この会社の構想は結実しえなかつたはずである(註16)。

民間有志側は、A・K・バブカーンを中心としたパートナーシップ、バブ・カーン・アンド・サンズ<sup>(註17)</sup>の存在は明らかであるが、その他の参画者がどの範囲におよんでいたかは確定困難である。もともと「ニザーム体制」の構造的特質として、政府官僚と民間とは、各々の中堅以上にかんする限り、そこに独自の型の癒着がありえたのではないかと考えられる。かりにそうであるならば、両者の側を截然と分けることには無理がある。したがって、このような区分は、思考過程における便宜的手段として援用されるものであるが、このような意味での「民間有志側」における発想主体——これが政府側ではなく、こちらの側にあったと仮定して——がA・K・バブ・カーンであったと断定する根拠はない。しかし父M・バブ・カーンが始めた請負人という家業を考えると、彼が当社のような事業分野に触手を動かすことは自然である。なおバブ・カーン・アンド・サンズが当社の経営代理人となり、また当初引受株式の49%を占めていた事実(後述)からして、彼が上記「発想源」のきわめて近くに位置していたであろうことは疑いない。

したがって、会社発起の「実質」レベルは別として、少なくとも「実務」レベルに関する限り、政府側「代表者」としてはミール・ライク・アリー、民間側「代表者」としてはA・K・バブ・カーンが措定される。しかし両者の接触が、いつ、いかなる脈絡において行なわれたかは明らかでない。結果は、新会社の資本・経営面におけるバブ・カーン・アンド・サンズへの収斂(あるいは、既存のものとしてのバブ・カーン・アンド・サンズを中心とし

て、それへの付加的拡大という方向であったかもしれないが、確定しえない)であり、技術者官僚ミール・ライク・アリーの転身による、新会社の中枢ポストへの就任であった。

なお、ニザーム政府の「会社登記所」への提出書類には、発起人として次の10人が連署していた。① Badranath Agarwalla, ② P. Nagoji, ③ A. Anand Rao, ④ Narsiah, ⑤ A. K. Babu Khan, ⑥ Mir Laik Ali, ⑦ M. Esa Khan, ⑧ Mohammad Ali Khan, ⑨ J. Ramdev Rao, ⑩ Shaikh Ahmed.

#### 4. 設立当初の諸状況

いま、いっそう細目の観察に入る前に、会社設立当初における全般的状況を、再びさきの目論見書によって概観しておこう。これには、既引用箇所<sup>(註18)</sup>に続いて次の叙述がある。

「120万ルピーに上る契約事業がすでに当社によって引受けられ、それらの事業を監督し、科学的方法によって発展させるために、ミール・ライク・アリー氏(B. Sc. Honours, Manchester)の学識と能率とを兼備するサービスが、政府の公共事業局から、多大な努力の末に獲得された。経営効率と十分な手許資金とを具備する当社は、年間100万ルピーを下回らぬ事業を実施しうる見込である。株主への配当可能利益は、控え目に見ても年間7万5000ルピーと推計され、これは発行株式額面の15%に相当するであろう。

[一部略]

国内資本家(capitalists in the country)の利益保護のため、株式は取締役会の事前認可がえられぬ限り譲渡しえない。

取締役数は、(職権による者—Ex-Officios—を含めて)5人を下回らず、9人を超過しえない。取締役の資格株は、自己名義のもの100株の保有である。

会社の設立ならびに機構に関するその他の細目は、基本定款ならびに付属定款を参照されたい。

株式申込みは……[以下略]

この文面で注目を惹く第1の事項は、設立登記完了後わずか2カ月のこの時点において、すでに巨額の工事成約を獲得していたことである。また第2は、株式譲渡条件に現われているところの、広義における「ムルキー」(Mulki) 的発想<sup>(註18)</sup>、換言すればハイダラーバード・ナショナリズム、もしくはデカン・ナショナリズムである。そして第3は、ミール・ライク・アリーの移籍の特記である。しかし、これら3事項も、少し観察視野を拡大するならば、いずれも同一基盤——すなわち「ニザーム体制」社会の特質と見做しうべきもの——から生じていると解されよう。以下に見るような、ハイダラーバード建設株式会社という企業の体質は、そのような社会の特質の、忠実な具現であったと考えられるのである。

#### 5. ムルキー的志向

第1の事項は、目論見書の既引用部分(会社の設立目的、および設立の時代的・社会的背景にかんする部分)と直接に関連する。当社の事業目的の大きな分は、ニザーム政府各部局の諸工事の受注にあった。受注を藩王国内で消化し、いわば「内部化する」のが会社の設立趣旨であり、「政府各部局の一般的雰囲気は……きわめて好意的である」旨を、少なくとも会社側では自認していた。したがって、ここに言う120万ルピーの成約の内訳は詳らかでないが、大部分がニザーム政府の発注分であったろうと推定される。しかも、これが会社の揺籃期であるこのような時点における既成事実であるとする、これは会社設立が具体化しはじめた頃には、すでに会社側「予定」当事者とニザーム政府側との間に、発注・受注にかんするかなりの実質的話し合いが進行していたであろうことを推測させる根拠となる。そして当時、ミール・ライク・アリーはまだ政府部内にいた——彼の正

確な退職月日は明らかでないが——と考えられるのである。

第2の事項である「ムルキー」的発想も、すでに「ニザーム政府からの受注の内部化」という会社の設立趣旨じたいに現われていた。株式譲渡条件は、外部者——目論見書の用語を借りるならば——に対して、明確な成文規定の援用という追い討ちをかけることによって、この理念を遵守してゆこうとするものである。

ところで、この「ムルキー」的志向表明の媒体となっていた会社側の用語には、この「外部者」<sup>アウトサイダーズ</sup>という措辞以外に、なお若干のヴァリエーションがあった。上記引用文における「外部者」の場合には、文脈上これが「ニザーム領国」から見ての外部者として、把えられていることは明らかである。しかし、それに続く文中の「<sup>カントリー</sup>国家と株主との利益のために」とか、「<sup>インディヴィジュアル・アンド・ナショナル・ライフ</sup>個人的ならびに国民的生活上の需要増大に対処……」という箇所にくると、「<sup>カントリー</sup>国家」や「<sup>ナショナル</sup>国民的」が、はたして「ニザーム領国」と等置されているか否か、疑問の余地が生ずる。しかしまた、それに続いて、<sup>ガヴァメント・アンド・ナショナル・リク・リアメンツ</sup>「政府および国民の必要に処しうるような、国家自身の代理人が出現することに対して……」という箇所では、明らかに「ニザーム領国」すなわち藩王国としての“Hyderabad State”が措定されている。だとすれば、“capitalists in the country”の場合も同断と見てよいであろう。したがって、これらのヴァリエーションを通観して、ここに表明されているものは、あくまで「ハイダラーバード藩王国」対「藩王国外部」という「ムルキー」的二分法の意志であったと考えられる。ただし“outsiders”のうちでも、たとえばターター建設(Tata Construction Co., Ltd.)のようなインド民族系企業と、マッケンジー(Mackenzies Ltd.)のようなイギリス系企業



との(注19)、どちらの方が当社の発起人たちから見て、より烈しい排除対象とされていたかは——この区別の意識があったと仮定して——明らかでない。

またニザーム領内には、シカンダラーバードのプルジョツタム・ダース・ナロットタム・ダース(Purushottam Dass Narottam Dass)をはじめとする、道路・建物諸工事請負業者が存在していたが(注20)、いずれもハイダラーバード建設株式会社の規模に比すべくもなかった。そして同領内に本社をおく建設関係の株式会社としては、1945年にいたっても、ハイダラーバード建設株式会社の他には、約4年遅れて発足した「新建設事業」(The New Construction Works Ltd.)と、約7年遅れて発足した「ハイダラーバード家屋・ステート連合」(The Hyderabad House & State Syndicate)の、小規模2社が存在するに過ぎなかった(注21)。

## 6. 株主構成

資本(=株主)にかんする上述のような「ムルキー」的志向は、実際の株主構成に、次のように現われていた。

授権資本は50万 O. S. ルピーで、額面各 100 ルピーの株式、5000株で構成されていた。

設立時の株式引受人ならびに各自の引受分金額は、第1表のとおりであった。

これによると4100株は引受済みであり、したがって、1935年2月28日付の目論見書による公募分は、900株にすぎない。この分の株主構成を知りえない(5000株全部が発行済になったことは、1936年12月31日付現在の貸借対照表(注22)から明らかである)が、比率上この分が全状況を大きく変更させることはないので、いま上記の4100株分を以て特色を考察しよう。

第1に、計17人(パートナーシップを含む)の引受人中10人までがムスリムである。第2に、17人すべてがハイダラーバード市もしくはシカンダラ

第1表 ハイダラーバード建設株式会社、株式引受人リスト

引 受 人 名	住 所	引 受 金 額	証 人
○Shaikh Ahmed	S.	O. S. Rs. 5,000	Dildar Husain
Badranath Agarwalla	S.	" 4,000	Mir Laik Ali
P. Nagoji	H.	" 5,000	Mir Laik Ali
G. Verdhrajoo Moodliar	S.	" 25,000	A. K. Babu Khan
A. Anand Rao	S.	" 10,000	Mir Laik Ali
J. Ramdeo Rao	H.	" 10,000	Mir Laik Ali
○Ghulam Husain	H.	" 50,000	Abdussubhan Khan
B. Narsiah	H.	" 10,000	Shaikh Ahmed
○Babu Khan & Sons	S.	" 200,000	Shaikh Ahmed
○M. Esa Khan	S.	" 10,000	A. K. Babu Khan
○M. Laik Ali	H.	" 30,000	Shaikh Ahmed
○Syed Tajuddin	H.	" 5,000	Abdussubhan Khan
○Hajee Zahur Ahmed	H.	" 5,000	A. K. Babu Khan
M. R. Patney	S.	" 10,000	A. K. Babu Khan
○Syed Shah Mahbub Ahmed	S.	" 20,000	A. K. Babu Khan
○Abul Hasan Syed Ali	H.	" 10,000	A. K. Babu Khan
○Hajee Mohd. Ali Khan	H.	" 1,000	Shaikh Ahmed
合 計		410,000	

(出所) 同社「基本定款」末尾の引受文言への署名者リスト。

(注) (1) ○はムスリムを示す。

(2) Babu Khan & Sons の場合はアンダーライトを含む。

(3) 住所欄のHは ハイダラーバード、Sは シカンダラーバードの略。

ーバード市の住人であって、「非ムルキー」——ことにニザーム領国に良く浸透していたボンベイ財界人——が見当らない。第3に、筆頭引受人はバブ・カーン・アンド・サンズであり、これにグラーム・フセイン（請負業）、そしてミール・ライク・アリーが続く。また証人の顔ぶれが、ディルダール・フセイン1件、アブドゥスパーン・カーン2件、シェイク・アーメッド（A・K・バブ・カーンによる別のパートナーシップ、Khan Saheb Babu Khan & Co.のメンバー）3件、ミール・ライク・アリー4件、そしてA・K・バブ・カーン6件であることをも見ると、やはり当社はA・K・バブ・カーンとミール・ライク・アリーとを結ぶ線が軸であったと考えられる。

なお、ハイダラーバード市の会社登記所で披見しうる当社の株主名簿は、最古のものでも、会社創立後16年、そしてポリス・アクションからでも3カ年近くを経過した、1951年5月2日現在のものにすぎない。この時点における総株数は3万株、株主総数は175人である。最大株主はバブ・カーン・アンド・サンズであり、100株以上の所有者は計41人（機関）であった。

## 7. ミール・ライク・アリーの雇用契約

目論見書の文面で注目を惹く第3の事項は、ミール・ライク・アリー移籍の特記であった。会社設立に際して彼がいかに破格の条件で迎えられたかは、以下で考察するとおりであるが、それに先立ってまず、彼もまたハイダラーバードのスニー・ムスリムとして、「ムルキー」の1人であったことを指摘しておかねばならない。彼は1903年8月14日<sup>(註23)</sup>ハイダラーバード市で生まれた。父ミール・マブーブ・アリー (Mir Mahboob Ali)<sup>(註24)</sup>は徴税吏であったが、あまり富裕でなかったと言われている。姉妹はあったが兄弟はなく、母を4

歳、父を15歳にして失い、親族に育てられた。ハイダラーバード市のシティー・カレッジおよびニザーム・カレッジを経て、1922～1927年マンチェスター大学に留学、理学士 (B. Sc. Hon.) の学位をえた。1928年2月12日付でニザーム政府に出仕、公共事業局の技師長補佐官 (Personal Assistant to Chief Engineer) となった。既述のように、正確な退職月日は不明であるが、ハイダラーバード建設株式会社の発足に8カ月ほど先立つ1934年4月5日現在においては、引続き上記と同一ポストにあって、基本給月額500ルピー、地域手当月額100ルピー、を給されており、上司は、既述のようにミール・アーメッド・アリーであった。

新会社における彼の地位、権限および報酬は、「付属定款」中、このため特に設けられている第101～107条、および第121～125条に定められており、さらにこれに基づいて、1935年6月22日付で雇用契約が締結された。この契約は、後述する1946年の新雇用契約締結まで存続していた。

すなわち付属定款は、経営代理人にかんする諸条項に続いて「技師長・業務総轄取締役」(Engineer-in-Chief & General Director of Works) という見出しを掲げているが、上述のように7カ条から成るこの部分は、まったく当時31歳であった彼のために充てられたものである。

101条〔技師長・業務総轄取締役は取締役会の一員となる〕

技師長・業務総轄取締役には、ミール・ライク・アリー氏が就任し、彼は同時に、職権による取締役として取締役会に列する。

以下つづいて身分保証（第102条～104条）、兼職認可（第105条）、報酬（第106条～107条）の規定がある。報酬は月額1000ルピーに、自動車手当月額

250ルピーが加算され、さらに会社の純益の10%が各会計年度ごとに支払われることになっていた。かりに会社解散の場合でも、最低2カ年分の俸給すなわち2万4000ルピーの、優先請求権が認められた。なお通常の取締役報酬が、別個に加算支給されるはずであった、

権限は、“Power of Engineer-in-Chief & General Director of Works”という標題の下で、次のように規定されていた。

第121条 技師長・業務総轄取締役は、会社の工学的技術的全活動に対して、全般的統轄をおこなう(……will exercise general control over……)。彼は技術問題全般について最終的権限をもち、かつ業務実施を統轄する。

第122条 彼は諸設計を準備させ、入札応募および入札勧誘の全業務を認可し、継続中の工事の進度を決定する。また経営代理人が承認する時には、会社に対する支払金を受領する。技師長の認可なしには、経営代理人は、いかなる入札応募も入札勧誘もなしえない。

第123条 技師長の許諾なしには、経営代理人は、会社のためのいかなる購買も、行なうことができない。

第124条 業務関係の全人事は、取締役会の確認を経た上で、技師長によって行なわれる。

第125条 進行中の各業務について、取締役会が決定した一定金額が、技師長の裁量に委ねられる。当該金額は、Sub Head “A” の下に会社の取引銀行に預金される。技師長は、この金額までは経費支出の完全な権限をもつ。彼は、その時々、<sup>マネージング・ダイレクター</sup>業務執行取締役に対して計算書を提出する。業務執行取締役は、技師長裁量に委ねられている限度までは、勘定を補填する。

## 8. 経営代理人契約その他

一方、経営代理人については、付属定款第95条～100条(地位・報酬)および第118条～第120条(権限)で、次のように規定されていた。

第95条 会社の業務は、パブ・カーン・アンド・サンズ商会を代表して、経営代理人アブドゥル・カリーム・パブ・カーン氏によって執行される。彼は同時に、職権上の取締役会メンバーとなる。

続いて、経営代理人の地位保証・辞任・兼業等が規定されるが、特記すべき点はない。報酬については、一般の取締役報酬を受けるべきことの他に、次のように規定されていた。

第99条 経営代理人は、その奉仕の代価として、会社が行なった仕事に対して支払われる全金額の2%を受領する。会社による遂行業務に直接支払われたものではない、次の各種のものについては、会社は経営代理人に支払いを行なわない。会社が返却した契約手付金、下請業者から受領した手付金および銀行預託保証金、在庫品売上金、道具・プラント・機械・動産もしくは不動産・特許権および免許権。会社による購買に対しては、経営代理人は支払いを受けない。ただし次のような種類の物品の売却については、1%が支払われる。すなわち、他のいかなる計画の一部としてでもなく、はっきりと売却利益のみを目指して、会社が製作もしくは購入したもの。

権限についても、目新しい点はない。しかし、ミール・ライク・アリーの権限との対比を明らかにするために、以下明細を掲げよう。

第118条 経営代理人は、「ハイダラーバード会社法」の定めるすべての台帳・ファイル・記録・申告書および勘定の、維持および保管の

責任を持ち、また会社の業務にかんするすべての書類を安全に保存する責任を持つ。

第119条 経営代理人は、会社の全日常業務を実施し、また取締役たちから、その時々委任された限度内で、あらゆる種類の業務を処理する。

第120条 前条によって与えられた一般的権限と、本書類によって与えられたその他の権限とに抵触しない限り、経営代理人は以下の権限をもつことを、ここに特記する。

- (1) 取締役会が裁可した金額を、裁可限度内で、かつ裁可した業務について、支出すること。
- (2) 取締役会が裁可した限度内で、小切手を振り出すこと。
- (3) 取締役会が裁可した限度内で、会社の各種職員および下請業者に対して、その時々、金銭の前払いをおこない、また会社に帰属すべき分の回収をおこなうこと。
- (4) 取締役が承認した請求書、手形、領収証、承諾書、保証書、譲渡証書および契約書ならびに諸文書の類に、会社に代って署名すること。
- (5) 会社の全動産ならびに不動産を管理・保管し、またこの目的のために、取締役が定めた報酬を以て人員を任命すること。
- (6) 会社公印の保管責任を持つこと。

このようにして、バブ・カーン・アンド・サンズ商会とミール・ライク・アリーとの職権分担がはかられていたが、ミール・ライク・アリーの職権の創造的性格に較べて、A・K・バブ・カーンのそれは日常業務的である。ハイダラーバード建設株式会社を代表する両者のうち、真の意味での企業者職能は、つねにミール・ライク・アリーの方に

著しく傾斜して担われたと見られるが、それは会社発足当初からの既定路線であった、と言わねばならない。

取締役は次のとおりである。株主構成による当然の帰結として、すべて地元の人々であった。

1. Nawab Saif Nawaz Jung Bahadur (Chairman)
2. Raja Bahadur Ram Dave Raw (Wanparthi Samasthan)
3. Bunketlal Gopikishen (Banker)
4. Abdul Hasan Syed Ali (Vakil, High Court)
5. C. Vittal Rao
6. Ghulum Husain (Contractor)
7. Mir Laik Ali (Ex-officio)
8. A. K. Babu Khan (Ex-officio)

取引銀行は、当時ニザーム政府債の新規発行分の30~40%余を引受け<sup>(注25)</sup>、ハイダラーバード、シカンダラーバードの両地に支店(本店ボンベイ)を設けていた、パールスー系のセントラル・バンク・オブ・インディア(The Central Bank of India, Ltd.)であった。会計監査役はシカンダラーバードのナタラージャー・アイエール(Nataraja Iyer & Co.)、そして法律顧問は高等裁判所弁護士のアブドゥル・ハッサン・サイエド・アリー(Abdul Hasan Syed Ali)であり、登記上の本社は、ハイダラーバード市のアービッド通り(Abid Road)にあるムサーヒブ・ジャン・ビルディング(Musahib Jung's Buildings)におかれた。

(注1) アーンドラ・プラデーシュ会社登記所(Office of the Registrar of Companies, Andhra Pradesh)所蔵の同社ファイルによる。この場合のハイダラーバード会社法は: Hyderabad Companies Act No. IV of 1320 Fasli.

(注2) 会社登記所に提出の、本人関係会社各種資料。

(注3) Chhabra, Hari Sharan ed., *Hyderabad Personalities: A Unique Authentic and Comprehensive Biographical Directory of Hyderabad and its People*, Delhi, New Publishers, 1954, p. 86. (以下、*Hyderabad Personalities* と略す。)

(注4) Ibid., p. 86.

(注5) *Hyderabad Personalities* は、“Babu Khan, Khan Bahadur A. K.” という標記の下で、他人物の場合と同じく1ページを割当てている。

(注6) この点、続稿で扱う予定のアーメッド・アラディンの人物と対照的である。ただし、少なくとも1936年当時、A・K・バブ・カーンは、“Secunderabad Cantonment Board”の“Honorary Bench Magistrate (全3人)の1人であった。当時アーメッド・アラディンは、選出メンバーとして、このCantonment Boardに加わっていた。*The Illustrated Hyderabad State's Directory 1936*, Secundeabad, Hyderabad Directories, Part the Second, pp. 31-32.

(注7) *Hyderabad Personalities*, p. 86.

(注8) 基本定款、第3条(1)~(4)。

(注9) “Prospectus of the Hyderabad Construction Co., Ltd.” この目論見書は、後段で触れるように、控え目に見た配当可能金額が、発行株式の15%に当る、年間7万5000ルピーに上るであろうことを説明し、株式申込みを募るためのものであった。

(注10) 総合卸売物価指数(カルカッタ)では1933年; 輸出入金額では1932/33年; 輸入金額では1933/34年; 交易条件では1931/32年; 鉄道貨物移動量では1932/33年; 会社収益指数では1931年が、それぞれ最低であった。

Anstey, Vera, *Economic Development of India*, London, Longmans, Green and Co., First pub. 1929, New impre., 1957, pp. 488-578. (末高信訳『印度経済の研究』有光社 1942年は、1936年版であり、上記1957年版と叙述内容を異にする)。

(注11) Munshi, K. M., *The End of an Era: Hyderabad Memories*, Bombay, Bharatiya Vidya Bhavan, 1957, p. 24.

(注12) H. E. H. the Nizam's Govt. Accountant-General's Office (comp.), *The Classified List of Officers of the Civil Departments of H. E. H. the Nizam's Government, Corrected up to 1st Khurdad 1343 F. (5th April 1934)*, Hyderabad, The Director,

Govt. Central Press, 1953, p. 3; *List of Civil Officers of H. E. H. the Nizam's Government Corrected up to 1st Amardad 1325 F*, p. 4; Ali, Mir Laik, *Tragedy of Hyderabad*, Karachi, Pakistan Co-operative Book Society Ltd., 1962, p. 88.

(注13) 彼の経歴人物については、Mudiraj, K. Krishnaswamy, comp., *Pictorial Hyderabad*, Hyderabad, The Chandrakanth Press, Vol. II, 1934, pp. 440-441; *The Illustrated Hyderabad State's Directory*, Part the Second, pp. 64-65.

(注14) Ratanchand Hirachand, “Constructional Engineering in India,” *The Bombay Investors' Year Book 1940* (compiled by Paul Pry.), Bombay, Devkaran Nanjee Printing and Publishing Co., Ltd., p. 76.

(注15) *The Illustrated Hyderabad State's Directory 1936*, Part the Second, p. 65.

(注16) 彼がイニシアティブをとって推進した事業の一つに、たとえば領内の電話普及があるが(Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, p. 443), すでに見たように、ハイダラーバード建設株式会社の設立目的の一つに、電話事業も明示されていた。

(注17) ニザームを頂点としたハイダラーバードの政治・社会・経済構造を、便宜的にこのように名づけておく。この言葉の用法については、吉田光義氏も注意をうながしている。吉田光義「テラーランガーナー闘争の展開とその背景——分離独立期インド民衆運動の考察——」(『歴史学研究』第425号 1975年10月)。ハイダラーバード社会のピラミッド的構成(ただし第6代ニザーム治下のもの)を、次の書物では8段階に図示している。Lynton, Harriet Ronken & Mohini Rajan, *The Days of the Beloved*, Berkley, Univ. of California Press, 1974. 目次と本文のあいだの図。

(注18) ハイダラーバード・ナショナリズムの表白として多用されていた概念。‘Mulki’とはH.H.Wilsonによれば、A kingdom, a principality, a country’であり、“Mulki”とは: ‘Relating to a kingdom or a country, native, demestic, provincial’である。*Glossary of Judicial and Revenue Terms, and of Useful Words Occurring in Official Documents Relating to the Administration of the Government of British India* (edited by A. C. Ganguli),

Calcutta Eastern Law House, 1940, p. 564.

しかしハイダラーバード藩王国においては、'Mulki' とは地元ハイダラーバード人を意味していた。このハイダラーバード的用法は次のように説明されている。"Mulki: Citizen of the Nizam's Dominions; non-Hyderabadies, or Ghair Mulkis, were considered out-siders," Lynton, Harriet Ronken & Mohini Rajan, *op. cit.*, p. 265. なお、前掲の *Glossary of Judicial and Revenue Terms*, p. 268 によれば、Ghair とは "Different, other, without; used as a particle to imply the absence or want of a thing. The word 'Ghair' means stranger" である。

このハイダラーバード的ナショナリズムは1930年代から昂揚し、"Mulki Movement" と称されるものになった。Non-Hyderabadies は、ヒन्दゥー、ムスリムの区別なく「よその」視され、産業面では「ハイダラーバード産品愛用運動」が興った。

たとえば、ニザーム政府経営の手工芸品販売所 (The Cottage Industries Sales Depot) では、"Buy All Mulki Articles" と広告していた。1941 *The Hyderabad Directory*, Secunderabad, Associated Printers, p. 95 の見開き。

Narayana Rao は、この運動の趣旨を次のように括えている。「ハイダラーバードの人々は、階級や宗派に関係なく、アーサフ・ジャー王朝の旗の下に結集して、彼等の奉仕によって、彼等の君主(ニザーム)の栄光と、彼等の State の繁栄を昂めるといふ、生得の権利を要求しなければならない」ということであった。と。Rao, K. V. Narayana, *The Emergence of Andhra Pradesh*. Bombay, Popular Prakashan, 1973, p. 292.

ただし発生時点では、別の用法であった。すなわち19世紀中葉、宰相サラール・ジャンが、ハイダラーバードの行政改革推進の目的で、北インドや、他の英領インドから人材をニザーム政府に登用したことによって、ハイダラーバード市の特定旧市民層のあいだに、自分たちをムルキー、新来官僚をノン・ムルキーと呼ぶことが始まった。すなわち上述したところよりも狭義の概念であった。Leonard, Karen, "Hyderabad: The Mulki-Non-Mulki Conflict," in Jeffrey, Robin ed., *People, Princes and Paramount Power; Society and Politics in the Indian Princely States*, Delhi, Oxford U. P., 1978, pp. 65-106.

(注19) ターター建設は、1920年7月6日設立登記。1935年 The Premier Construction Co., Ltd. と改称。子会社に、The All India Construction Co., Ltd.; Indian Hume Pipe Co., Ltd. があつた。マッケンジーは、アスファルトおよびコンクリート道路の建設を、全インド的に手がけていた。Ratanchand Hirachand, *op. cit.*, pp. 76-77.

(注20) 他に次の諸業者があつた。(H. はハイダラーバード市, S. はシカンダラーバード市を示す。) Callendar's Cable & Construction Co., Ltd. (S.); Chari & Haran (H.); Hyderabad Engineering House (H.); K. R. Chari & Co. (H.); Nathoolaljee (S.); Wardle Engineering Co., Ltd. (S.)

なお他に、電気工事、衛生工事専門のそれぞれ数業者が存在していた。The *Illustrated Hyderabad State's Directory 1936*, p. 153.

(注21) 1934 Fasli 末 (1945年10月5日) 現在における払込資本金は、次のとおりであった。The Hyderabad Construction Co., Ltd., O. S. Rs. 150万; The New Construction Works Ltd., O. S. Rs. 6239; The Hyderabad House & State Syndicate, O. S. Rs. 1万9250. Govt. of Hyderabad, Dept. of Statistics & Census, *Statistical Year Book for 1941~42 to 1944~45 A. D.*, Secunderabad, Cheekoty Veerannah & Sons, 1949, pp. 822-823 による。

(注22) Authorized Capital, Subscribed Capital とともに O. S. Rs. 50万であった。同社, *Annual Report 1936*.

(注23) "The Classified List of Officers……up to 1st Khurbad 1343F," p. 12. ただし、原文の "7-1-(13)12F" から換算。以下、ニザーム政府出仕の間のミール・ライク・アリーのデータは、全てこれによる。

(注24) The Hyderabad Construction Co., Ltd. 株主名簿 (1962年6月29日現在) なお; *Biographical Encyclopedia of Pakistan, Edition 1965~66*, Lahore, International Publishers (Pakistan) Ltd., Supplement, pp. 297-298.

(注25) The Central Bank of India.; *Monthly Notes*, (Silver Jubilee Number) Bombay, 21 December, 1935, pp. 102-103.

(アジア経済研究所研究主幹)